

# 梅ヶ枝中央会計

## 株価引下げ

**Q 株価の引下げ対策はどのように考えればいいですか？**  
**A 大別して、①資産・負債の項目による対策②損益・配当の項目による対策③増資による対策に区分されます。**

**【資産・負債の項目による対策】**  
 類似業種比準方式では、原則簿価ベース、純資産価額方式では、原則時価ベースでの評価となります。従って、特に類似業種比準方式において、資産項目では含み損の実現（不良債権整理・含み損資産の売却）が代表的な対策となります。その他代表的な留意点は以下のとおりです。

非上場株式	純資産価額方式による評価上は、評価差額に対する <b>法人税相当額の控除(40%控除)</b> は適用されない。(財基通 186-3)	
3年以内に取得した土地・建物の評価	純資産価額方式の場合、土地の評価は路線価額で評価されます(一般に時価の8割程度)。また家屋は固定資産税評価額で評価されます。 ただし、 <b>課税時期の3年以内</b> に取得した土地・建物については、相続税評価額ではなく、「通常の取引価額」により評価しなければなりません(評基通 89、185)。 → <b>3年以内に組織再編</b> が行われ相続・贈与が行われる場合も留意が必要です。	
有税の退職給付引当金等	類似業種比準方式・純資産価額方式共、有税での退職給付引当金や貸倒引当金等は含まれませんので留意が必要です。	
役員退職慰労金と保険	未収保険金	保険事故が発生している生命保険契約に係る保険金で、相続税評価額、帳簿価額とも同額を計上する。
	保険積立金	・保険事故が発生しているものについては、未収保険料として計上しており、すでに資産性はなくしているので相続税評価、帳簿価額とも計上しない。 ・課税時期に保険事故が発生していない生命保険契約で、支払い保険料が資産計上されているものは、「生命保険契約に関する権利」として個々の契約に係る解約返戻金相当額により評価する(財基通 161)。
	役員退職慰労金	被相続人の死亡後に支給される死亡退職金を相続評価、帳簿価額ともに負債に計上する(財基通 185)。
	保険差益に対する法人税等	被相続人の死亡により受け取る保険金が確定しているときは、直前期の確定した法人税等とは別に、保険差益に対する法人税等の額を負債に計上することができる(財基通 186-2)。
営業権	純資産価額方式の場合、有償取得、自家創設を問わず収益還元法による評価対象財産(評基通 165 他)	
未納税金	純資産価額方式の場合、決算書記載金額ではなく、法人税・住民税・消費	

	税等は、実際の未納額であり、固定資産税は、直前期末日以前に賦課期日のあった固定資産税のうち未納分(評基通 186)。
--	--

### 【損益・配当の項目による対策】

損失・配当が生じると、純資産が減少しますが、直接的には類似業種比準方式での引下げ効果の検討が必要となります。ただし、類似業種比準方式での評価は、直前期末以前の決算書により評価しますので、引下げのタイミングに留意が必要です。代表的な留意点は以下のとおりです。

1株当たりの配当金額の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間無配…3年以上は比準要素でなくなる。</li> <li>・記念配当・特別配当等、非経常的な配当</li> </ul>
1株当たりの利益金額の引下げ …類似業種比準方式の計算式上、配当・純資産と比較し3倍の効果。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員退職金の支給…死亡時の退職金は類似業種比準方式の「利益金額」「純資産金額」には考慮されない。</li> <li>・含み損の顕在化…純資産価額方式は反映されるが、類似業種比準方式は顕在化の必要あり。</li> <li>・オペレーティング・リースの活用</li> <li>・役員保険の活用</li> <li>・即時償却・特別償却等…太陽光・風力</li> <li>・役員報酬の増額…配当分とすれば、キャッシュ・フローが変化せず、評価引下げ</li> </ul>

### 【増資による対策】

類似業種比準方式・純資産価額方式とも、1株当たりの金額が算定されます。従って、増資する際の1株当たりの増資額が少額になれば、贈与・相続時の1株当たりの金額が減額(希薄化)することとなります。代表的な対策は、以下のとおりです。

従業員持株会による増資	<p>一定の要件を満たせば、配当還元価額方式による増資が可能となります。</p> <p>配当還元価額方式は、一般に純資産価額方式、類似業種比準方式より低額となるため、贈与・相続時の1株当たりの金額が減額(希薄化)することとなります。</p> <p>ただし、実質的な運用が行われない場合(持株会への定期的な報告を行わない等)、否認される可能性があり、長期的な運用が必要となります。</p>
中小企業投資育成による投資	<p>配当還元価額に類似した低い価額での増資となります(昭 48・11・20 直審 3-126・直審 4-109・直審 5-53)。</p> <p>また、最大 50%までの投資が可能である一方、支配権の維持についても安定的な協力関係が築けます。</p> <p>ただし、安定配当が求められます。</p>

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません。